富士市環境アドバイザー制度運営要領

(目的)

第1条 富士市環境アドバイザー制度は、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承できるまちの実現に向け、地域の環境について強い関心を持ち、進んで地域の環境保全活動等に協力する熱意を持つ専門家を登録、派遣等することにより、専門家と地域を結び、自主的な環境の保全及び創造に関する活動の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 市長は富士市環境アドバイザー制度の運営にあたり、次の事業を行う。
 - (1) 環境アドバイザーの登録(以下「登録」という。)並びに登録の変更、更新及び取消に関すること。
 - (2) 環境アドバイザー情報の管理及び提供に関すること。
 - (3) 環境アドバイザーの派遣に関すること。
 - (4) 環境アドバイザーの活動の支援に関すること。
 - (5) その他について必要なこと。

(環境アドバイザー)

- 第3条 環境アドバイザーは、地域の環境について強い関心を持ち、進んで地域の環境保全活動等に協力する熱意を持つ者であって、次に掲げる者とする。
 - (1) 満20歳以上の者又は法人(権利能力なき社団を含む。)
 - (2) 環境問題について助言を行うに足る知見を有すること。
- 2 次の各号のいずれか一にあたる者は、環境アドバイザーとして登録することができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しない者
 - (3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 第11条第2項の規定により、登録を抹消された日から起算して2年を経過しない者

(義務)

- 第4条 環境アドバイザーの義務は次のとおりとする。
 - (1) 常に有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。
 - (2) 環境アドバイザーの信用を傷つけ、又は環境アドバイザー全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
 - (3) 正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 環境アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。

(登録の申請)

第5条 環境アドバイザーへの登録を希望する者は、富士市環境アドバイザー登録申請書(第1 号様式)に次の書類を添えて、環境総務課へ提出するものとする。

- (1) 知見を証する書類の写し
- (2) 富士市環境アドバイザー登録簿登録事項(第2号様式)
- (3) 講義等登録書(第3号様式)
- (4) 申請者の顔写真(法人にあっては、法人を示す記号をもって代えることができる。)
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 環境アドバイザーの登録は次の部門毎とし、その区分は別表のとおりとする。
 - (1) 地球環境
 - (2) 地域環境
 - (3) 自然環境
 - (4) 循環環境

(登録)

- 第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるもの については、登録するものとする。
- 2 前項の審査を行うにあたり、必要に応じて申請書以外の証明書類の添付及び面接等を別に行 うことができる。
- 3 登録の期間は、登録を受けた翌年度の3月末日までとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録したときは、富士市環境アドバイザー登録証(第4号様式) 及び携帯用富士市環境アドバイザー登録証(第4号の2様式)を交付するものとする。

(派遣)

- 第7条 環境アドバイザーの派遣を希望するもの(以下、「依頼者」という。)は、富士市環境アドバイザー派遣依頼申請書(第5号様式)を派遣希望日の30日前までに環境総務課へ提出すること。
- 2 環境総務課及び担当課は、速やかに環境アドバイザーを選任し、環境総務課から、依頼者へ 富士市環境アドバイザー派遣通知書(第6号様式)にて通知し、派遣する環境アドバイザーへ 富士市環境アドバイザー活動依頼書(第6号様式の2)にて通知する。
- 3 依頼者は環境アドバイザーの派遣を受けた日から30日以内に、富士市環境アドバイザー業 務評価書(第7号様式)を環境総務課へ提出すること。
- 4 環境アドバイザーは業務を完了した日から30日以内に、富士市環境アドバイザー実績報告書(第8号様式)を環境総務課へ提出すること。

(報償)

- 第8条 前条に基づく派遣の際の報償は、依頼者が負担するものとする。ただし、富士市民の参加者が概ね10人以上の環境の保全及び創造に関する啓発等を目的とした非営利の講習会等、市長が認めたものは市が負担する。
- 2 前項の報償額は当事者間で決定すること。
- 3 市からの報償を受ける場合、それ以外の金品を受け取ってはならず、また市の許可なく物品の販売等をしてはならない。

(更新)

- 第9条 環境アドバイザーは、登録期間が終了するまでに更新の申請をすることで、登録を更新 することができる。
- 2 更新の申請は第5条を準用し、登録の更新は第6条を準用する。

(推薦)

第10条 市長は、環境アドバイザーとして十分な知見を持つ者を、自ら登録することができる。 2 前項の推薦を行うときは、第6条を準用する。

(雑則)

- 第11条 富士市環境アドバイザー登録簿は、環境総務課に備える。
- 2 第4条に反し、改善の勧告を受けた後も改善がなされない場合は、市は環境アドバイザーの登録を抹消することができる。

附則

- この要領は平成16年 4月 1日から施行する。 附 則
- この要領は平成20年 6月 1日から施行する。 附 則
- この要領は平成24年 6月 1日から施行する。 附 則
- この要領は平成25年 6月 1日から施行する。 附 則
- この要領は令和 4年 4月 1日から施行する。 附 則
- この要領は令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

分類	分類の定義	担当課
地球環境	地球温暖化問題、オゾン層破壊問題その他の地球の全体又は	環境総務課
	その広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関すること	
地域環境	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の	環境保全課
	沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が	
	生ずる事態に関すること	
自然環境	生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の	環境保全課
	多様性の確保に関すること	
循環環境	廃棄物の抑制、適正な循環利用の促進、適正な処分を通じた、	廃棄物対策課
	天然資源の消費の抑制に関すること	

富士市環境アドバイザー登録(更新・変更)申請書

氏 名

申請者

住 所

地域における講習会等を通して、環境の保全及び創造に関する知識の普及、啓発をはかるため、下記のとおり、富士市環境アドバイザーの登録を申請します。

氏 名	
住所	〒 −
電 話 番 号	()
電子メール	@
登 録 分 野 該当する分野にレ点をし、詳細をカッ コ内に記入すること	□地球環境() □地域環境() □自然環境() □循環環境()
知見を有することを示す 書 類	
備考	

※連絡がとりやすい曜日・時間等ありましたら、備考欄に記入ください。

富士市環境アドバイザー登録簿登録事項

注意:ここに記載された内容は原則として一般に公開します。 公開が不適又は不要な欄は空欄にしてください。

氏		名													
現		職													
連	絡	先	名 (住	連絡先加	š2·(③の場合	務務がは所号	下さり		(所属区	団体等)】	(○で囲ん	いでくだる	غ (۱)	
			フ		ツ	ク	ス) @		_			
専	門分	野													
						年		月							
						年		月	l						
公文		麻				年		月							
経		歴				年		月							
備		考													
	i演や実演する内容 入 し て く だ さ														

講義等登録書

1 講義内容

1			
区分	対象	題 名	内 容
新規	こども		
更新講義番号	おとな		
新規	こども		
更新講義番号	おとな		
新規	こども		
更新講義番号	おとな		
新規	こども		
更新講義番号	おとな		

2 その他の情報

(自己紹介・活動内容等を300文字以内で記入してください。)	

富士市環境アドバイザー登録証

地域の環境保全活動等に協力する熱意を持ち、環境の保全及び創造に 関する知識の普及及び啓発を実施するにあたり知見を有する者として、 下記のとおり、富士市環境アドバイザーに登録します。

年 月 日

富士市長

氏 名

住 所

登録期間 年 月 日から

年 月 日まで

部門

登録番号

	横	90 ミリメー	ートル	
1				l
富	士市環境`	アドバイザ	一登録証	
				 新 5
氏 名:				
']
登録期間:	年 月	日から	(顔写真)	
	年 月	日まで		
部 門:				/
 登録番号:				
]

富士市環境アドバイザー派遣依頼申請書

氏 名

申請者

住 所

(法人及び任意団体にあっては、その名称及び代表者名)

・	<u> 派退を、下記の</u>	とわり似	粗 しより。				
派造を希望する講習会等の名称							
会の主催、後援等							
参加人数及び対象	対象(人(卢	可富士市民		人))
派 遣 を 希 望 す るアドバイザー人数	人 ※参加者15人に	、 派遣ネ 対してア		人派遣力	が基準です。『	芯相談。	
参加費等の徴収	有(円)		4	無	
実 施 日 時	年	月	日	時	分 ~	時	分
派 遣 日 時 (講演等の時間)	年	月	Ħ	時	分 ~	時	分
アドバイザーの専門分野 (特に分野を指定する場合はカッコ内に記入ください。)	□地球環境(□地域環境(□自然環境(□循環環境()))
講習会等の内容							
取材可否/雨天時対応	マスコミ取材 雨天時	可 中止	不可延期	(月	日)	
担 当 者 連 絡 先	住所 氏名 電話番号()	_				
備							

※その他、内容が分かる資料がありましたら、適宜添付してください。

様

富士市環境アドバイザー派遣通知書

富士市長 (環境部環境総務課)

年 月 日付けで依頼を受けた富士市環境アドバイザーの派遣について、次のとおり 通知します。

会 の	名	称						
アドバイザ	ーの選	全任	□ 可□	該当者無し		日時調整できず	その他)
派遣の	日	時		年	月	日	時~	時
報償の	負 担	者	□ 市□ 依頼者	É				
	氏	名						
アドバイザー	連絡	先						
	備	考						
備		考						

様

富士市環境アドバイザー活動依頼書

富士市長 (環境部環境総務課)

下記のとおり活動を依頼します。

					<u> </u>		A 7 0							
派講	遣習			望 の	す名	る称								
		主化												
参	加	人梦	数 及	くび	対	象	対象(人	(内富:	士市民		人))
参	加	費	等	の	徴	収		有(円)		無	
実		施		日		時			年	,	月	日	時~	時
派 (講	遣 演 等	等 の	日時	間	時)			年		月	日	時~	時
報	償	費	の	支	払	٧١		市		`	その)他(円	(源泉徴収額を行) 含む)
備						考								

富士市環境アドバイザー業務評価書

氏 名

報告者

住 所

(法人及び任意団体にあっては、その名称及び代表者名)

派遣を受けた富士市環境アドバイザーの業務について、下記のとおり報告します。

派	遣	を看	9 望	す	る						
講	習	会 等	争の	名	称						
参	加力	、数	及で	び対	象	対象	人(内	富士市民	人)))
派		遣	日		時		年	月	日	時~	時
(講演	等	O	寺 間)		'				
ア	ドバ	イサ	ř —	の氏	名						
講	演	等	の	内	容						
		内			容	とてもよい	よい	ふつう	わるい	とてもれ	つるい
		理角	解し	やす	`さ	とてもよい	よい	ふつう	わるい	とてもれ	つるい
		時	間の)配	分	とてもよい	よい	ふつう	わるい	とてもれ	つるい
評	価	教			材	とてもよい	よい	ふつう	わるい	とてもれ	つるい
		良	V	`	点						
		改善	季が必	必要な	点						

※その他、内容が分かる資料がありましたら、適宜添付してください。

【注意】環境アドバイザーのスキルアップを図るため、いただいた評価内容を環境アドバイザー 〜伝えることがあります。

富士市環境アドバイザー実績報告書

氏 名

報告者

登録番号

下記のとおり、完了した業務について報告します。

講	習 :	会	等	T))	名	称							
参力	加 人	. 数	Ż Д	支 飞	び	対	象	参加	者の主な	人と世代や	(内富士市民 職業等		人))
派 (i	〕 冓 演	豊 等	\$ 0	日 引(間	時)			年	月	目	時~	時
参	加雪	費	等	T))	徴	収		有(円)		無	
講	演	等	(か	P	勺	容							
講演	寅に	使	用	し	た	資	料							
備							考							

[※]その他、内容が分かる資料がありましたら、適宜添付してください。